

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 通則</p> <p><u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）</u>に基づく森林・山村多面的機能発揮対策（以下「本対策」という。）の実施については、交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>（別紙 3）</p> <p>森林・山村多面的機能発揮対策交付金（本交付金）に係る事業の実施方法</p> <p>第1 事業内容</p> <p>本交付金の対象とする事業内容は以下のとおりとする。</p> <p>（1）交付・申請事務</p> <p>地域協議会が、活動組織から提出された申請書等を市町村の意見を踏まえて審査するとともに、<u>適当と認められるものについて取りまとめの上、林野庁長官等に申請を行う。また、活動組織に対し、本交付金の交付額等の通知及び交付を行う。</u></p> <p><u>なお、地域協議会は、様式第 10 号の環境負荷低減のチェックシートを記入の上、林野庁長官等に提出すること。</u></p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>第2 対象森林等</p> <p>1 対象森林等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）森林機能強化タイプについては、<u>様式第 11 号の 6 の年度別スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林及び当該森林に到達するために必要となる歩道や作業道等（森林経営計画を策定している森林内を含む。）</u>とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4 交付金の使途</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）活動組織</p>	<p>第1 通則</p> <p><u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）</u>に基づく森林・山村多面的機能発揮対策（以下「本対策」という。）の実施については、交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p> <p>（別紙 3）</p> <p>森林・山村多面的機能発揮対策交付金（本交付金）に係る事業の実施方法</p> <p>第1 事業内容</p> <p>本交付金の対象とする事業内容は以下のとおりとする。</p> <p>（1）交付・申請事務</p> <p>地域協議会が、活動組織から提出された申請書等を市町村の意見を踏まえて審査するとともに、<u>適当と認められるものについて取りまとめの上、林野庁長官等に申請を行う。また、活動組織に対し、本交付金の交付額等の通知及び交付を行う。</u></p> <p>（2）～（4） （略）</p> <p>第2 対象森林等</p> <p>1 対象森林等</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）森林機能強化タイプについては、<u>様式第 10 号の 6 の年度別スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプによる森林整備が計画されている森林及び当該森林に到達するために必要となる歩道や作業道等（森林経営計画を策定している森林内を含む。）</u>とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第4 交付金の使途</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）活動組織</p>

<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 交付単価 (略)</p> <p>注1) 地方公共団体から本交付金と連携した補助を受けた活動組織は、実施要領別紙3の第5の8に定める実施状況の報告を行うに当たり、<u>様式第21号別紙1</u>の「収入」の欄に、本交付金と分けて、地方公共団体別の補助の額を記入することとする。実施要領別紙3の第7に基づき、地域協議会長が林野庁長官等に報告する場合も同様とする。</p> <p>注2)～注5) (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>第5 採択手続等 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 活動計画 活動組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を<u>様式第11号</u>により作成するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>4 採択申請</p> <p>(1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするとは、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等を添え、<u>様式第12号</u>により地域協議会長に提出するものとする。</p> <p>(2) 地域協議会長は、(1)により提出のあった申請書に添付された活動計画書について、申請書を審査するに当たり、<u>様式第14号</u>により活動が計画されている市町村の意見を聴取する。</p> <p>(3) 地域協議会長は、市町村の意見を踏まえ(1)により提出のあった書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、国からの交付決定後に採択を決定し、速やかにその旨を、<u>様式第15号</u>により、活動組織の代表者に通知するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク <u>様式第13号の環境負荷低減のチェックシートについて、(1)と併せて活動組織から地域協議会へ提出され、チェックシートに記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨チェックされていること。</u></p>	<p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 交付単価 (略)</p> <p>注1) 地方公共団体から本交付金と連携した補助を受けた活動組織は、実施要領別紙3の第5の8に定める実施状況の報告を行うに当たり、<u>様式第19号別紙1</u>の「収入」の欄に、本交付金と分けて、地方公共団体別の補助の額を記入することとする。実施要領別紙3の第7に基づき、地域協議会長が林野庁長官等に報告する場合も同様とする。</p> <p>注2)～注5) (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>第5 採択手続等 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 活動計画 活動組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を<u>様式第10号</u>により作成するものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>4 採択申請</p> <p>(1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするとは、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等を添え、<u>様式第11号</u>により地域協議会長に提出するものとする。</p> <p>(2) 地域協議会長は、(1)により提出のあった申請書に添付された活動計画書について、申請書を審査するに当たり、<u>様式第12号</u>により活動が計画されている市町村の意見を聴取する。</p> <p>(3) 地域協議会長は、市町村の意見を踏まえ(1)により提出のあった書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、国からの交付決定後に採択を決定し、速やかにその旨を、<u>様式第13号</u>により、活動組織の代表者に通知するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p>(5)～(11) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 採択内容の変更</p> <p>活動組織の代表者は、4の(3)により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、<u>様式第16号</u>により、地域協議会長の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、地域協議会長へ届出を行うものとする。届出を行う場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時いずれか早い期日に、<u>様式第16号</u>により提出するものとする。変更承認申請及び届出を行う場合は、<u>様式第16号</u>と併せて、変更があった活動計画書、協定又は規約等を提出すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>7 活動の実施</p> <p>地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。なお、本交付金による事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知又は地域協議会からの採択通知を受けて行うものとする。ただし、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合にあっては、地域協議会及び活動組織は、あらかじめ、その理由を明記した採択決定前着手届を<u>様式第17号</u>により、国又は地域協議会にそれぞれ提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 活動組織は、本交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。そのため、活動組織は、<u>様式第18号</u>の活動記録兼作業写真整理帳に、活動の日時、内容、参加人数等を記録すること。また、本交付金の交付を受けた活動組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。この場合、金融機関に預金口座等を設けること。なお、金銭出納簿は<u>様式第19号</u>により作成する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを実施し、<u>様式第20号</u>により地域協議会へ報告するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>8 実施状況の報告</p> <p>活動組織は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、<u>様式第21号</u>の実施状況報告書に<u>様式第13号</u>、<u>様式第18号</u>及び第19号により作成した活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、地域協議会に報告するものとする。</p> <p>9 実施状況の確認</p>	<p>(5)～(11) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 採択内容の変更</p> <p>活動組織の代表者は、4の(3)により採択された内容について、次に定める事項の変更が生じた場合は、<u>様式第14号</u>により、地域協議会長の承認を受けるものとし、その他の事項の変更については、地域協議会長へ届出を行うものとする。届出を行う場合は、変更のあった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時いずれか早い期日に、<u>様式第14号</u>により提出するものとする。変更承認申請及び届出を行う場合は、<u>様式第14号</u>と併せて、変更があった活動計画書、協定又は規約等を提出すること。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>7 活動の実施</p> <p>地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。なお、本交付金による事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知又は地域協議会からの採択通知を受けて行うものとする。ただし、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合にあっては、地域協議会及び活動組織は、あらかじめ、その理由を明記した採択決定前着手届を<u>様式第15号</u>により、国又は地域協議会にそれぞれ提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 活動組織は、本交付金の適正な執行及び会計経理を行うこと。そのため、活動組織は、<u>様式第16号</u>の活動記録兼作業写真整理帳に、活動の日時、内容、参加人数等を記録すること。また、本交付金の交付を受けた活動組織の代表者は、次に掲げる事項に留意して会計経理を行うものとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 金銭の出納は、金銭出納簿より行うこと。この場合、金融機関に預金口座等を設けること。なお、金銭出納簿は<u>様式第17号</u>により作成する。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを実施し、<u>様式第18号</u>により地域協議会へ報告するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>8 実施状況の報告</p> <p>活動組織は、毎年度、活動計画書の記載事項の実施状況について、<u>様式第19号</u>の実施状況報告書に<u>様式第16号</u>及び第17号により作成した活動記録及び金銭出納簿又はその写しを添えて、地域協議会に報告するものとする。</p> <p>9 実施状況の確認</p>
--	--

- (1) (略)
- (2) 地域協議会長は、活動計画書に定められた事項の実施状況の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、活動組織の代表者に対し様式第 22 号により通知するものとする。
- (3) ・ (4) (略)

第 7 活動組織の実施状況の報告

地域協議会長は、毎年度、活動組織の実施状況について、当該事業を実施した翌年度の 5 月末日までに、様式第 23 号により林野庁長官等に報告するものとする。  
 なお、地域協議会は、様式第 10 号の環境負荷低減のチェックシートを記入の上、林野庁長官等に報告するものとする。

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領 様式集

様式番号	様式名	作成者	申請（提出）先	ページ番号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>10</u>	<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u>	<u>地域協議会</u>	<u>国</u>	<u>65</u>
<u>11・12</u>	(略)	(略)	(略)	<u>66～70</u>
<u>13</u>	<u>環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート</u>	<u>活動組織</u>	<u>地域協議会</u>	<u>74</u>
<u>14～24</u>	(略)	(略)	(略)	<u>75～94</u>

(別紙 1 様式第 1 号)

〇〇地域協議会規約 (例)

〇年〇月〇日制定

第 1 章～第 6 章 (略)

第 7 章 会計

第 25 条～第 30 条 (略)

- (1) (略)
- (2) 地域協議会長は、活動計画書に定められた事項の実施状況の確認を終えたときは、速やかにその確認結果について、活動組織の代表者に対し様式第 20 号により通知するものとする。
- (3) ・ (4) (略)

第 7 活動組織の実施状況の報告

地域協議会長は、毎年度、活動組織の実施状況について、当該事業を実施した翌年度の 5 月末日までに、様式第 21 号により林野庁長官等に報告するものとする。

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領 様式集

様式番号	様式名	作成者	申請（提出）先	ページ番号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>10・11</u>	(略)	(略)	(略)	<u>65～69</u>
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>12～21</u>	(略)	(略)	(略)	<u>73～92</u>

(別紙 1 様式第 1 号)

〇〇地域協議会規約 (例)

〇年〇月〇日制定

第 1 章～第 6 章 (略)

第 7 章 会計

第 25 条～第 30 条 (略)

<p>(報告)</p> <p>第31条 会長は、<u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）</u>その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を林野庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(備考)</p> <p>沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては、「林野庁長官」を「内閣府沖縄総合事務局長」に改める。第32条及び第33条について同じ。</p> <p>(別紙1 様式第2号)</p> <p style="text-align: center;">○○地域協議会事務処理規程 (例)</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日制定</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 <u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政第893号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）</u>、○○地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>(備考)</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1 様式第3号)</p> <p style="text-align: center;">○○地域協議会会計処理規程 (例)</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日制定</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 地域協議会の会計業務に関しては、<u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政第893号農林水産事務次官依命通知）</u>及び○○地域協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p>	<p>(報告)</p> <p>第31条 会長は、<u>森林・山村多面的機能発揮対策交付等要綱（平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）</u>その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を林野庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(備考)</p> <p>沖縄県に事務所を置く地域協議会にあつては、「林野庁長官」を「内閣府沖縄総合事務局長」に改める。第32条から第34条について同じ。</p> <p>(別紙1 様式第2号)</p> <p style="text-align: center;">○○地域協議会事務処理規程 (例)</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日制定</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 <u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）</u>、<u>森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）</u>、○○地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>(備考)</p> <p>(略)</p> <p>(別紙1 様式第3号)</p> <p style="text-align: center;">○○地域協議会会計処理規程 (例)</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日制定</p> <p>第1条 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 地域協議会の会計業務に関しては、<u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）</u>及び○○地域協議会規約（以下「協議会規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによるものとする。</p>
---	---

<p>第3条～第9条 (略)  第2章～第5章 (略)  第6章 決算  第32条～第37条 (略)  (雑則)  第38条 <u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)</u>、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関しに必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。  (備考)  (略)</p> <p>(別紙1 様式第4号)  〇〇地域協議会文書取扱規程(例)  〇年〇月〇日制定</p>	<p>第3条～第9条 (略)  第2章～第5章 (略)  第6章 決算  第32条～第37条 (略)  (雑則)  第38条 <u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知)</u>、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関しに必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。  (備考)  (略)</p> <p>(別紙1 様式第4号)  〇〇地域協議会文書取扱規程(例)  〇年〇月〇日制定</p>
<p>第1条～第23条 (略)  (雑則)  第24条 <u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)</u>、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関しに必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。  (備考)  (略)</p> <p>(別紙1 様式第5号)  〇〇地域協議会内部監査実施規程(例)  〇年〇月〇日制定</p>	<p>第1条～第23条 (略)  (雑則)  第24条 <u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知)</u>、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関しに必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。  (備考)  (略)</p> <p>(別紙1 様式第5号)  〇〇地域協議会内部監査実施規程(例)  〇年〇月〇日制定</p>
<p>第1条～第6条 (略)  (雑則)  第7条 <u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)</u>、森林・山村多面的機能発揮</p>	<p>第1条～第6条 (略)  (雑則)  第7条 <u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知)</u>、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領</p>

<p>対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>（備考） （略）</p> <p>（別紙 1 様式第 6 号） （略）</p> <p>（別紙 1 様式第 6 号 別添 1） （略）</p> <p>（別紙 1 様式第 6 号 別添 2） 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書 〇〇地域協議会</p> <p>第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 本業務方法書は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づき、〇〇地域協議会（以下「協議会」という。）が行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 事業の実施 第 3 条 （略） （交付金に係る採択申請及び採択決定） 第 4 条 交付金の採択を受けようとする活動組織の代表者は、実施要領別紙 3 第 5 の 4 という。）を添え、地域協議会長に提出するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、〇〇地域協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、内部監査に必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。</p> <p>（備考） （略）</p> <p>（別紙 1 様式第 6 号） （略）</p> <p>（別紙 1 様式第 6 号 別添 1） （略）</p> <p>（別紙 1 様式第 6 号 別添 2） 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書 〇〇地域協議会</p> <p>第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 本業務方法書は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づき、〇〇地域協議会（以下「協議会」という。）が行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>第 2 章 事業の実施 第 3 条 （略） （交付金に係る採択申請及び採択決定） 第 4 条 交付金の採択を受けようとする活動組織の代表者は、実施要領別紙 3 第 5 の 4 という。）を添え、地域協議会長に提出するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>
--	--

<p>4 <u>地域協議会長</u>は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を活動組織の代表者に通知するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>(別紙1 様式第6号 別添2 別記様式第1号) (略)</p> <p>(別紙1 様式第6号 別添2 別記様式第2号) (略)</p> <p>(別紙1 様式第7号) (略)</p> <p>(別紙1 様式第7号 別紙) (略)</p> <p>(別紙2 様式第8号)</p> <p style="text-align: right;">○○活動組織規約(例)</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日制定</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第26条 <u>森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱(平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知)</u>、<u>森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)</u>、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。</p> <p>(別紙2 様式第8号 別紙) (略)</p>	<p>4 <u>協議会長</u>は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、速やかにその旨を活動組織の代表者に通知するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>第3章・第4章 (略)</p> <p>(別紙1 様式第6号 別添2 別記様式第1号) (略)</p> <p>(別紙1 様式第6号 別添2 別記様式第2号) (略)</p> <p>(別紙1 様式第7号) (略)</p> <p>(別紙1 様式第7号 別紙) (略)</p> <p>(別紙2 様式第8号)</p> <p style="text-align: right;">○○活動組織規約(例)</p> <p style="text-align: right;">○年○月○日制定</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(細則)</p> <p>第26条 <u>森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱(平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知)</u>、<u>森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知)</u>、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。</p> <p>(別紙2 様式第8号 別紙) (略)</p>
---	---

(別紙2 様式第9号)  
(略)

(別紙3 様式第10号)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合 (該当しない口) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
			⑧	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合 (該当しない口) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない口) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
			⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合 (該当しない口) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないこと (照明、空調、ウオー ムビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の 利用等) を検討	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
			⑭	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない口) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑮	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない口) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>			

※の記載内容に「該当しない」場合には口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(別紙3 様式第11号)

活 動 計 画 書

○年○月○日策定

(別紙2 様式第9号)  
(略)

(新設)

(別紙3 様式第10号)

活 動 計 画 書

○年○月○日策定

〇〇活動組織

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

1. ～ 7. (略)

8. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
(略)	(略)	(略)

(削る。)

9. ～ 13. (略)

(別紙3 様式第12号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会  
会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇

〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

(略)

記

1. ～ 6. (略)

7. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
(略)	(略)	(略)

(削る。)

8. (略)

<施行注意>

〇〇活動組織

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

1. ～ 7. (略)

8. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
(略)	(略)	(略)

(注) 安全講習等は、対象森林内で実施するものを記載すること。

9. ～ 13. (略)

(別紙3 様式第11号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会  
会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇

〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

(略)

記

1. ～ 6. (略)

7. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
(略)	(略)	(略)

(注) 安全講習等は、対象森林内で実施するものを記載すること。

8. (略)

<施行注意>

作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート、活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別紙3 様式第13号)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

申請時 (します)	(1) 適正な処理	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理を行う場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 資料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/> 廃棄物処理を行う場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 資料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>

  

申請時 (します)	(2) 適正な処理	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> 農薬を使用する場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 農薬を使用する場合(該当しない <input type="checkbox"/> ) 農薬の使用状況等の記録・保管	<input type="checkbox"/>

  

申請時 (します)	(3) エネルギー削減	報告時 (しました)
⑤	<input type="checkbox"/> 林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める(該当しない <input type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> 省エネを推進し、不必要・非効率なエネルギー消 費をしないように努める(該当しない <input type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/>

  

申請時 (します)	(4) 害虫及び害鳥の発生防止	報告時 (しました)
⑦	<input type="checkbox"/> 害虫・害鳥の発生防止・低減に努める (該当しない <input type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/>

  

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制	報告時 (しました)
⑧	<input type="checkbox"/> 適正な循環的な利用及び適正な処分	<input type="checkbox"/>
⑨	<input type="checkbox"/> 廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
⑩	<input type="checkbox"/> 未利用材の有効活用を検討	<input type="checkbox"/>

  

申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑪	<input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施(物質調達、作業 等)に努める	<input type="checkbox"/>

  

申請時 (します)	(7) 関係関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑬	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
⑭	<input type="checkbox"/> 林業機械等の設置・取組の適切な整備と管理の実施 に努める	<input type="checkbox"/>
⑮	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

(注1) ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(注2) 申請を行う際は「申請時」欄に☑を付し、報告の際は「報告時」欄に☑を付して提出してください。

(別紙3 様式第14号)

作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向けチェックシート、活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。

記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(新設)

(別紙3 様式第12号)

<p>(略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第14号</u> 別紙) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第15号</u>) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第16号</u>)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地域協議会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇活動組織代表 氏 名</p> <p>〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書 (届出書)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 安全講習等の名称及び内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">講習の名称</th> <th style="width: 40%;">講習の内容</th> <th style="width: 30%;">実施月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削る。)</p> <p>6. ・ 7. (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第17号</u>) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第18号</u>)</p>	講習の名称	講習の内容	実施月	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第12号</u> 別紙) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第13号</u>) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第14号</u>)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地域協議会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇活動組織代表 氏 名</p> <p>〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書 (届出書)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～ 4. (略)</p> <p>5. 安全講習等の名称及び内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">講習の名称</th> <th style="width: 40%;">講習の内容</th> <th style="width: 30%;">実施月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 安全講習等は、対象森林内で実施するものを記載すること。</p> <p>6. ・ 7. (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第15号</u>) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第16号</u>)</p>	講習の名称	講習の内容	実施月	(略)	(略)	(略)
講習の名称	講習の内容	実施月											
(略)	(略)	(略)											
講習の名称	講習の内容	実施月											
(略)	(略)	(略)											

<p>(略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第18号</u> 別添) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第19号</u>) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第20号</u>) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第21号</u>)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地域協議会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇活動組織代表 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略) (別紙3 <u>様式第18号</u>)</p> <p>2 (略) (別紙3 <u>様式第18号</u>別添)</p> <p>3 (略) (別紙3 <u>様式第19号</u>)</p> <p>4 〇年度 モニタリング結果報告書 (別紙3 <u>様式第20号</u>)</p>	<p>(略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第16号</u> 別添) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第17号</u>) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第18号</u>) (略)</p> <p>(別紙3 <u>様式第19号</u>)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地域協議会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇活動組織代表 氏 名</p> <p style="text-align: center;">〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 (略) (別紙3 <u>様式第16号</u>)</p> <p>2 (略) (別紙3 <u>様式第16号</u>別添)</p> <p>3 (略) (別紙3 <u>様式第17号</u>)</p> <p>4 〇年度 モニタリング結果報告書 (別紙3 <u>様式第18号</u>)</p>
--	--



